

社会福祉法人大善福祉会 特別養護老人ホーム サテライト新原
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人大善福祉会が開設する、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設『特別養護老人ホーム サテライト新原』(以下、「施設」という。)が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者等(以下、「従事者」という。)が、要介護状態にある入所者(以下、「入所者」という)に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 施設は、要介護状態と認定された入所者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、浜松市と市内各区役所、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 : 特別養護老人ホーム サテライト新原
- (2) 所在地 : 静岡県浜松市浜名区新原4340-13

第2章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(従事者の職種・員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者(施設長) 1人
施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 医師 1人以上
入所者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行います。
- (3) 生活相談員 1人以上
入所者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- (4) 介護職員 10人以上
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。
- (5) 看護職員 1人以上
入所者の保健衛生管理及び看護業務を行います。
- (6) 介護支援専門員 1人以上
地域密着型施設サービス計画の作成等を行います。

第3章 利用定員

(入所者の定員)

第5条 施設に入所できる入所者の定員は29人とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入所定員及び居室の定員を超えて入所することはできません。

2 ユニット数は3とし、①ユニット9人②ユニット10人③ユニット10人とします。

第4章 設備及び備品等

(居室)

第6条 入所者の居室は全室個室とします。居室には、ベット・ナースコール等を備品として備えます。

第7条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しています。

(洗面整備・トイレ)

第8条 洗面設備とトイレは居室ごとに設けています。

(浴室)

第9条 浴室は各ユニットに1ヶ所、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。

(医務室)

第10条 医務室を設け、入所者の健康管理に必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて静養室において入所者の健康管理を行います。

第5章 契約及び運営

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 施設は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、サービスの利用を希望する入所者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとします。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上の著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居室において常時の介護を受けることが困難な者に対してサービスを提供します。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否しません。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合や、入所申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとします。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、心身の状況や病歴等の把握に努めます。

5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、入所者が自宅で日常生活を営むことができるか否かを検討します。検討に当たっては、指定居宅介護支援事業者及び施設、家族間で協議します。

- 6 施設は、居宅での日常生活が可能と認められる入所者について、本人及びその家族の要望、退所後に置かれる環境等を勘案し、円滑な退所のための援助を行います。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、指定居宅介護支援事業所に対する情報の提供や、その他保健サービスや医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第6章 サービス

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第14条 施設の管理者は、介護支援専門員に、地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える解決すべき課題を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければなりません。
- 3 計画作成介護支援専門員は、入所者やその家族の希望及び入所者について把握した課題に基づき、地域密着型施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の従事者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービス内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の立案について入所者及び家族に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後においても、他の従事者と連携を継続的に行い、地域密着型施設サービス計画の実施状況を把握します。

(サービスの取り扱い方針)

第15条 施設は、入所者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入所者の日常生活を支援します。

- 2 施設は、サービスを提供するに当たって、各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮します。
- 3 施設は、サービスを提供するに当たって、入所者のプライバシーに配慮します。
- 4 施設は、サービスを提供するに当たっては、入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入所者の心身の状況等を常に把握しながら適切に行います。
- 5 施設の従事者は、サービスの提供に当たって、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 6 施設は、サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむ

を得ない理由を記録します。

- 7 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の評価を見直すことで改善を図ることとします。

(介護の内容)

- 第16条 介護に当たっては、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行います。
- 2 施設は、入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援します。
 - 3 施設は、入所者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入所者に入浴の機会を提供します。ただし、やむを得ない場合には清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることとします。
 - 4 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行います。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に交換します。
 - 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備します。
 - 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援します。
 - 8 施設は、常時一人以上の介護職員を介護に従事させます。
 - 9 施設は、入所者に対し、その負担により、従事者以外の者による介護を受けさせません。

(食事の提供)

- 第17条 食事の提供は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとします。
- 2 施設は、入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行います。
 - 3 施設は、入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保します。
 - 4 施設は、入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援します。

(相談及び援助)

- 第18条 施設は、常に入所者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第19条 施設は、入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入所者が自律的に行うこれらの活動を支援します。

- 2 施設は、入所者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代行します。
- 3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めます。
- 4 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。

(機能訓練)

第20条 施設は、入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

(健康管理)

第21条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとります。

(入所者の入院期間中の取り扱い)

第22条 施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮します。

(利用料及びその他の費用)

第23条 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、入所者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用を徴収し、費用の額は別紙、重要事項説明書に明示します。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) そのほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるもの
- 4 施設は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明し、入所者またはその家族の同意を得ます。

(利用料の変更等)

第24条 施設は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

- 2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第7章 留意事項

(日課の励行)

第25条 入所者は、管理者や医師、生活相談員、看護職員、介護職員、などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めることとします。

(面会時間と消灯時間)

第26条 面会時間は、原則9時～18時までとします。また、消灯時間は、21時とします。

(喫煙)

第27条 喫煙は、施設の敷地内の所定の場所に限り、それ以外の場所では居室内を含み禁煙とし協力頂くように努めます。

(飲酒)

第28条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒とします。

(外出及び外泊)

第29条 入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより、外泊及び外出出来るようにします。

(健康保持)

第30条 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

(衛生保持)

第31条 入所者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力頂きます。

(禁止行為)

第32条 入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(入所者に関する浜松市、区役所への通知)

第33条 入所者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を浜松市、該当区役所へ通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従事者の服務規程と質の確保

(従事者の服務規程)

第34条 従事者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命

令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- (1) 入所者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇するように努めます。
- (2) 常に健康管理に留意し、明朗な態度をとるように心がけます。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上を心がめます。

(衛生管理)

第35条 従事者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1ヶ月に1回程度、定期的で開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修及び訓練を行い(年2回以上)、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ることとします。

(従事者の質の確保)

第36条 施設は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 施設は、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。

(虐待の防止)

第37条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等必要な措置を講じます。

(個人情報の保護)

第38条 施設及び従事者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 施設は、従事者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 施設は、関係機関、医療機関に対して、入所者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ることとします。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合入所者及びその家族の個人情報の利用目的に対して同意を得ます。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第39条 従事者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力病院及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生の発生時の対応)

第40条 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、

医療機関への搬送等の措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

- 2 施設は、入所者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従事者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- 3 事故発生時の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的に施設内職員研修を実施することとします。

(非常災害対策)

第41条 施設は、非常災害時においては、入所者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入所者及び従事者に対し周知徹底を図るため、総合防災訓練、その他必要な訓練を毎月1回を実施します。
- 3 施設は、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加する等地域との連携を重視する。

第10章 その他

(地域との連携)

第42条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表します。

(勤務体制等)

第43条 施設は、入所者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、従事者の勤務の体制を定めます。

- 2 前項の従事者の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活をおくることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行います。
 - (1) 昼間については、ユニットごとに1以上の介護職員又は看護職員を配置します。
 - (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置します。
 - (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置します。
- 3 入所者に対するサービスの提供は、従事者によって行います。ただし、入所者の処遇

に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

4 施設は、従事者の資質向上のための研修の機会を設けます。

(記録の整備)

第44条 施設は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

(苦情処理)

第45条 施設は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

2 施設は、提供するサービスに関して、浜松市、区役所からの文書の提出・提示の求め、又は浜松市、区役所職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。浜松市、区役所からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善及び内容を報告します。

3 施設は、サービスに関する入所者からの苦情に関して、静岡県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、静岡県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い関係各方面に報告します。

(掲示)

第46条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力病院)

第47条 施設は、入院等の治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておきます。

(指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第48条 施設及び従事者は、指定居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益の供与をいたしません。

2 施設及び従事者は、指定居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

(その他)

第49条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は入所者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成21年5月1日から施行します。

この規程は、平成27年5月1日から施行します。

この規程は、令和3年3月1日から施行します。

この規程は、令和6年1月1日から施行します。